

〔別紙〕
様式1

事 業 報 告 書
(自 令和 4年10月 1日 至 令和 5年 9月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人柿内歯科クリニック
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
- その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 鹿児島県鹿児島市武岡3丁目1番2号

(3) 設立認可年月日 平成元年8月31日

(4) 設立登記年月日 平成元年9月5日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	柿内貞二	
理 事	柿内直子	
監 事	柿内貞之	

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	柿内歯科クリ ニク	4630134122	鹿児島県鹿児島市武岡 3丁目1番2号	一般病床 床 療養病床 床 [医療保険 床] [介護保険 床]

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4年11月25日 令和 3年度決算の決定

令和 4年11月28日 令和 4年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 柿内歯科クリニック

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島市武岡3丁目1番2号

財 産 目 録

(令和 5年 9月30日現在)

1. 資 産 額	42,987 千円
2. 負 債 額	32,413 千円
3. 純 資 産 額	10,574 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	21,476
B 固 定 資 産	21,511
C 資 産 合 計 (A+B)	42,987
D 負 債 合 計	32,413
E 純 資 産 (C-D)	10,574

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人 柿内歯科クリニック

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島市武岡3丁目1番2号

貸 借 対 照 表

(令和 5年 9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	21,476	I 流動負債	9,225
II 固定資産	21,511	II 固定負債	23,188
1 有形固定資産	21,292		
2 無形固定資産	143	負債合計	32,413
3 その他の資産	75	純資産の部	
		科 目	金 額
		I 出資金	5,000
		II 積立金	5,574
		III 評価・換算差額等	0
			0
		純資産合計	10,574
資産合計	42,987	負債・純資産合計	42,987

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式4-2

法人名 医療法人 柿内歯科クリニック

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島市武岡3丁目1番2号

損 益 計 算 書

(自 令和 4年10月 1日 至 令和 5年 9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	43,178
2 事業費用	45,290
本来業務事業利益	△ 2,112
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	△ 2,112
II 事業外収益	1,857
III 事業外費用	128
経常利益	△ 383
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	△ 383
法人税等	71
当期純利益	△ 454

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名 医療法人柳内齒科クリニック

所在地 鹿児島市武闘3丁目1番2号

※医療法人格理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員			不動産の賃借	賃借料の支払い (注) 1	3,600	前払費用	0

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. 不動産の賃借料は、近隣相場を参考に決定している。

様式6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 柿内歯科クリニック
理事長 柿内 貞二 殿

私（注1）は、医療法人柿内歯科クリニックの令和1会計年度（令和4年10月1日から令和5年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年11月29日
医療法人 柿内歯科クリニック

監事 柿内 貞之

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。